

司法試験

新刊発行「民訴百選」追加判例チェック

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001212 154260

LL15426

10事件 法人でない社団による登記請求 B+

事案

Xは消防団の分団で法人格はないが、本件土地建物を有していた。本件建物および土地の登記は、Xの代表者Aと他の構成員を相続した訴外Bの子であるY名義になっている。Xは、各登記名義をAに集中させるため、主的には委任の終了、予備的には時効取得を原因として、A個人名義への移転登記手続を求める訴えをYに対し提起した。Xに原告適格が認められるか。

判旨

当事者適格は、特定の訴訟物について、誰が当事者として訴訟を進行し、また、誰に対して本案判決をするのが紛争の解決のために必要で有意義であるかという観点から決せられるべき

↓

実体的には権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰属する不動産については、実質的には当該社団が有しているとみるのが事の実態に即している

とすれば、当該社団が、当事者として当該不動産の登記に関する訴訟を進行し、本案判決を受けることを認めるのが、簡明であり、かつ、関係者の意識にも合致している

※注1

↓

そうすると、権利能力のない社団は、構成員全員に総有的に帰属する不動産について、その所有権の登記名義人に対し、当該社団の代表者の個人名義に所有権移転登記手続をすることを求める訴訟の原告適格を有する。

※注2

※注1

権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰属する不動産については、当該社団の代表者が自己の個人名義に所有権移転登記手続をすることを求める訴訟を提起することが認められているが、だからといって、当該社団自身が原告となって訴訟を進行する実益がないとはいえない

※注2

訴訟の判決効は構成員全員に及ぶので、上記代表者が、当該判決により自己の個人名義への所有権移転登記の申請ができる

58事件 損害賠償額の算定 B+

事案

立川市の住民らは、建設業者 Y1・Y2 が談合をして不当に高い価格で市の工事を落札した結果市に損害を与えたと主張し、旧地方自治法に基づいて立川市に代位し、不法行為に基づく損害賠償請求をした。

原審は、民訴法 248 条を適用して、合理的根拠をもって実際に生じた損害額に最も近いと推測できる額を認定できる（具体的には、工事予定価格に対する平均落札率に基づく想定価格と実際の落札価格との差額）とした。

判旨

原判決を変更して、損害額を減額。

談合による損害額は、本来は、仮に談合がされていない場合の落札価格に基づく契約金額と、現に締結された契約における契約金額の差額である。

↓

しかし、この損害の額を X らが立証することは、その損害の性質上極めて困難

↓

民訴法 248 条により、口頭弁論の全趣旨および証拠調べの結果に基づいて、裁判所が相当な損害額を認定することになる

↓

そして、損害額は、公正取引委員会が当該談合事件の審査を開始した日までに落札された工事的平均落札率とその日以後に落札された工事的平均落札率の低下差を工事予定価格に乗じた価格と算定すべき

↓

また、競争入札について価格競争の程度が弱かったという特別の事情がある場合には、その事情を勘案して、上記の低下差を低く認定すべき

※談合による損害における民訴法 248 条

- ①抑制的算定説＝控えめな金額を相当とするのもやむをえない
- ②合理的算定説＝合理的な根拠をもって実際に生じた損害額に最も近いと推測できる金額を相当とすべき
- ③いずれとも決し難い

※相当な損害額認定の法的性質

- ①証明度軽減説＝民訴の事実認定においては、高度の蓋然性が必要であるが、248 条は、損害額算定の場面に限って、証明度を一定の範囲で軽減することを許容した

- ②裁量評価説＝損害額の算定は、その本質において裁判官の裁量評価であり、248条は当然の規定
- ③折衷説＝民訴法248条は証明度軽減と裁判所の裁量評価の両方を認めた

98事件 A

事案

本件土地はAの所有であったが、Aの死亡によりX1、X2、BおよびCが共同相続した。Cは、相続を原因とする各共同相続人の持分を4分の1とする相続登記を行った上で、自己の持分全部につき代物弁済を原因とするYへの持分移転登記を行った。そして、X1とX2は、CY間の代物弁済契約が虚偽表示ないし公序良俗違反として無効であるとして、持分移転登記の抹消登記手続を求める訴えを提起した。

判旨

不動産の共有者の1人は、その持分権に基づき、共有不動産に対して加えられた妨害を排除することができる。不実の持分移転登記がされている場合には、その登記によって共有不動産に対する妨害状態が生じているといえることができるから、共有不動産について全く実体上の権利を有しないのに持分移転登記を経由している者に対し、単独でその持分移転登記の抹消登記手続を請求することができる。

※二つの方向の理由づけ

- 1、不実の第三者名義登記の抹消登記手続請求は保存行為であり、共有者がその持分権に基づき単独で請求できる（又は不可分債権）
- 2、共有持分権は共有物全体に及ぶとされていることから、その円満な状態を回復するためには共有物全部の上の妨害を排除すべき→共有持分権に基づいて妨害排除請求権を単独行使している

※問題点

- 本件で、Yの不実の登記がXらの権利を侵害しているのか？
- 不実の登記があることによる共有物の使用・管理・処分等への支障がある

118事件 第三者による再審 B+

事案

XはY1の新株予約権を行使して株式会社Y1の株主となった。しかし、XとY1では、本件株式発行の有効性をめぐり争いがあった。

平成23年7月13日、Xの株主であるY2は、Y1を被告として、上記株式につき新株発行の無効確認等を求める訴えを提起した。この訴訟において、Y1は、Y2の請求を認諾し、請求原因を全て認めたが、裁判所は追加立証の検討を指示し、証拠調べを行った上で、口頭弁論を終結し、前訴は確定した。

Xは、上記確定判決を知り、本件再審の訴えを提起するとともに前訴に独立当事者参加の申出をした。Xは、独立当事者参加の申出については、本件新株発行にかかる株式の株主たる地位の確認請求をY1とY2の双方に定立し、再審事由として民訴法338条1項3号の代理権欠缺に準じた再審事由があると主張した。

判旨

新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する確定判決の効力を受ける第三者は、再審原告として上記確定判決に対する再審の訴えを提起したとしても、上記確定判決に係る当事者ではない以上、上記訴訟の本案についての訴訟行為をすることはできず、上記確定の判断を左右できる地位にはない。…当然には上記再審の訴えの原告適格を有するということとはできない。

しかし上記第三者が、再審の訴えを提起するとともに独立当事者参加の申出をした場合には、上記第三者は、再審開始の決定が確定した後、当該独立当事者参加に係る訴訟行為をすることによって、合一確定の要請を介し、上記確定判決の判断を左右することができるようになる

上記の場合には、再審開始の決定がされれば確定判決に係る訴訟の審理がされることになるから、独立当事者参加の申出をするために必要とされる訴訟係属があるということができる

そうであれば、新株発行無効の訴えに係る請求を認容する確定判決の効力を受ける第三者は、上記確定判決に係る訴訟について独立当事者参加の申出をすることによって、上記確定判決に対する再審の訴えの原告適格を有する。

新株発行の無効の訴えの被告適格は株式会社であり、上記株式会社が訴訟追行している以上、原則として、民訴法338条1項3号の再審事由があるということとはできない。

しかし、当事者は、信義則（民訴法2条）に従い、訴訟を追行しなければならない。とりわけ、新株発行の無効の訴えの被告適格が与えられた株式会社は、事実上、上記確定判決の効力を受ける第三者に代わって手続に関与する立場にもあることから、上記株式会社には、上記第三者の利益に配慮し、より一層、信義に従った訴訟活動をすることが求めら

れる。

そうすると、上記株式会社による訴訟活動がおよそいかなるものであったとしても、上記第三者が後に上記確定判決の効力を一切争うことができないと解することは、手続保障の観点から是認することはできないのであって、上記株式会社の訴訟活動が著しく信義に反しており、上記第三者に上記確定判決の効力を及ぼすことが手続保障の観点から看過することができない場合には、上記確定判決には、民訴法338条1項3号の再審事由があるというべきである。

れっく LEC 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2015 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

LL15426